



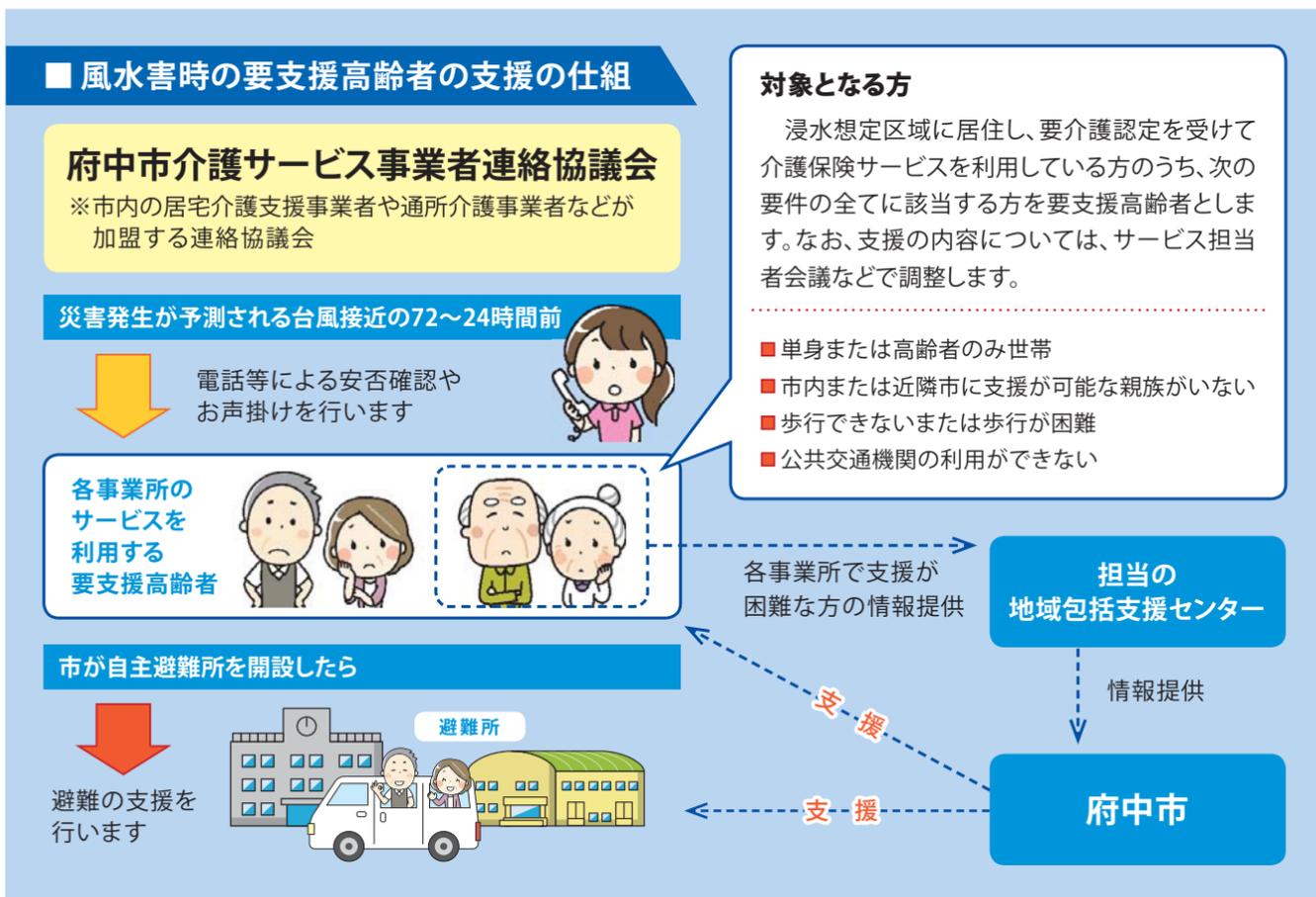
避難を行うことが困難な方や身に迫る危機を認識できず、避難を判断することができない方など、いわゆる避難行動要支援者(介護を受けている高齢者や障害者など)の風水害時における避難支援は喫緊の課題となっています。

発行：府中市 編集：行政管理部防災危機管理課
〒183-0056 府中市寿町1-5 中央防災センター
電話：042-335-4098 FAX：042-335-6395
メールアドレス：bousai01@city.fuchu.tokyo.jp

風水害時の避難行動要支援者対策が前進

府中市介護サービス事業者連絡協議会と安否確認等に関する協定を締結

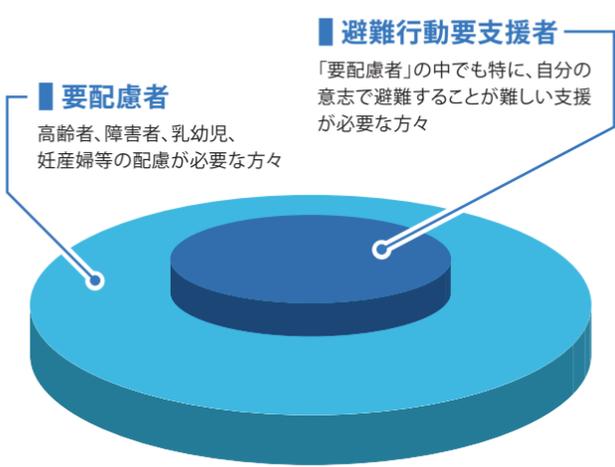
本市は令和元年東日本台風の際、多摩川の氾濫により浸水の危険がある地域に対して避難勧告を発令しました。しかしながら、介護サービスを利用する方のうち、自らの意思で避難することができない方や家族等の支援を得られない方は、避難することが困難なことから自宅に留まらざるを得ない状況でした。本市ではこのことを重く受け止め、多摩川が氾濫する恐れがある風水害時において、支援が必要な高齢者の安否確認や避難支援体制を確保するため、令和3年3月29日に府中市介護サービス事業者連絡協議会と風水害時の要支援高齢者の安否確認等に関する協定を締結しました。



▲左から 山岡副会長、高野市長、森村会長、加藤副会長



▶本協定の趣旨にご賛同いただいた市内の介護サービス事業所113事業所(5月31日現在)に対して右の公表通知書を交付しました。



「避難行動要支援者」と「要配慮者」の違い
「要配慮者」とは、災害発生時の避難行動や避難所等の(被災)生活において様々な制約があり、配慮が必要な高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦、日本語によるコミュニケーションが難しい外国人などを指します。

この様な方々の中でも特に自らの意思で避難することが困難な方を「避難行動要支援者」といいます。

東日本大震災では、津波から逃げ遅れて亡くなられた方の約6割が65歳以上の高齢者でした。

また、障害者の死亡率も健康者の死亡率の約2倍になっており、避難や移動に時間を要する避難行動要支援者は必然的に災害に巻き込まれる確率が高くなります。

このことから2013年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の迅速な避難の確保を図るための体制を整備することが自治体や住民に求められています。

府中市職員非常参集訓練及び災害対策本部設置・運営訓練を実施

府中市では、大規模地震発生時における職員の初動体制の確立を目的として、令和3年4月23日(金)午前7時30分、多摩地域を震源とする地震が発生したことを想定し、職員の非常参集訓練及び災害対策本部の設置・運営訓練を実施しました。

訓練当日は、鉄道や路線バス等が利用できないと仮定して、自宅から職場まで一時間以内で参集できる職員379人が徒歩や自転車、バイクなどの移動手段により市役所本庁舎やそれぞれが勤務する施設に参集しました。

また、災害対策本部設置・運営訓練では、市長(本部長)をはじめとする市の幹部職員が災害対策本部に参集し、被害状況の調査や情報の収集、事態への対処について指示を行いました。



重要

災害の種類によって避難行動が異なります

風水害時の避難

風水害時の避難は、川の氾濫や土砂崩れなど具体的な事象が発生する前に行う必要があります。大雨の予報や台風の接近時には、常に気象情報や避難情報を確認しましょう。また、避難情報等が発令されたら早めに避難を開始することを心がけましょう。

台風の接近、大雨の恐れ

判断 多摩川の浸水想定区域、または土砂災害警戒区域にいる

いいえ

行動 不要不急の外出はしない。多摩川や用水路、急傾斜地には絶対に近づかない！

はい

判断 気象警報や避難情報をもとに避難のタイミングを決める



！ 重要なお知らせ

避難情報が改定されました。(避難勧告が廃止されました。)

災害時に自治体が発令する「避難勧告」と「避難指示」の違いが市民に理解されにくく、本来なら避難勧告で避難を開始すべきところ、避難を行わずに逃げ遅れてしまう人が多発したことを受けて、国は災害対策基本法を改正(令和3年5月20日施行)し、避難勧告を廃止して避難指示に一本化しました。

このことから、市民の皆さんは**警戒レベル4の「避難指示」で必ず避難を行う**ことが求められます。

早めの避難

条件付きの避難

行動 立ち退き避難(基本)



災害が発生する前に浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域の外にある指定緊急避難場所など安全が確保できる場所に避難する。

行動 屋内安全確保



浸水や土砂が流れ込むなどの危険をできるだけ回避するため、建物の上層階など、屋内の少しでも安全な場所へ避難する。
 ※浸水すると長時間にわたリトイレ・電気・ガス・水道が使用できなくなる可能性があります。

避難指示の解除

行動 自宅に帰宅する

いいえ

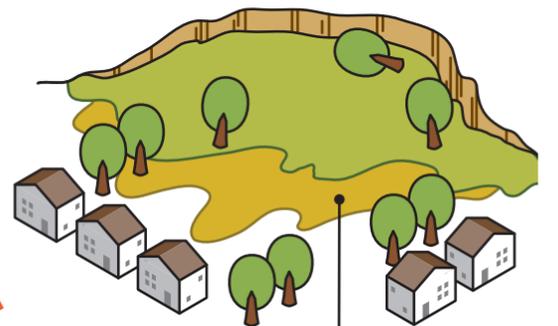
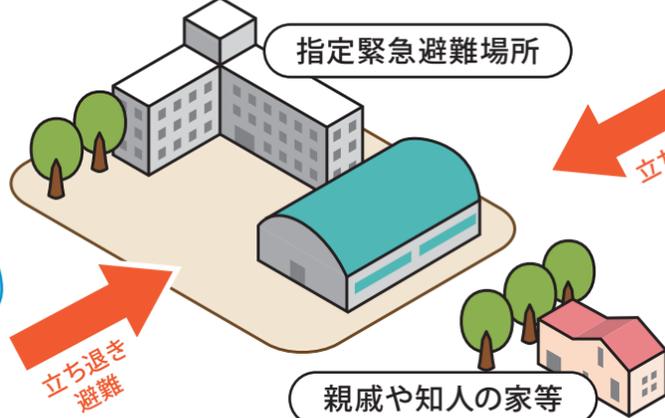
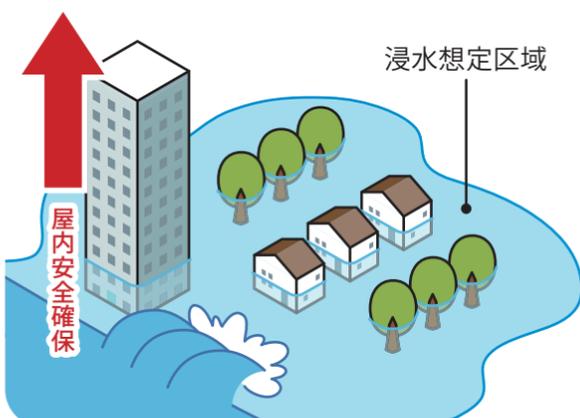
判断 自宅は被災しているか

はい

行動 避難所や知人の家等へ

屋内安全確保

ハザードマップを確認して、自宅に氾濫流や土砂崩れによる倒壊の危険がなく、浸水が及ばない居室が確保できる場合には、建物内で避難することも可能です。ただし、浸水により緊急車両がたどり着けず、孤立する等のリスクを理解し、十分な備蓄を行うことが必要です。



立ち退き避難(基本)

災害が発生する前に、浸水想定区域外や土砂災害警戒区域外の安全が確保できる場所へ避難する。

地震時の避難

建物の損壊や出火、延焼火災、ガス漏れ等により、その場に留まると命の危険がある場合は直ちに避難を開始しましょう。身の回りに命の危険が迫っていない場合は、ご近所の安否を確認するなど地域の助け合いを優先しましょう。 ※津波の危険がある地域では、緊急避難が必要です。

地震発生

発生中

行動 身の安全を確保する
姿勢を低くして、頭を守って、その場で待機



発生直後

行動 揺れが収まったら火元の確認と家族の安否を確認する

判断 自宅の損壊や出火、近隣の建物の倒壊や延焼火災など身の回りに危険が迫っている

はい

いいえ

約5分後

行動 身の安全が確保できる近くの避難場所へ避難
頭上の落下危険物や足元の段差、亀裂等に気を付けながら余震に注意して、身の安全が確保できる避難場所へ避難します。



避難完了

広域避難場所
延焼火災等の危険から身を守るために必要な面積を有する震災時の避難場所で、都立公園や多摩川河川敷を指定しています。

被災生活

判断 状況が落ち着いたら自宅に戻って被災状況を確認する。自宅に大きな損壊や焼失がない。

緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地の地震計で強い揺れの到達時刻や震度を予想して、可能な限り素早く知らせる情報です。強い揺れがくる前に、身を守ったり、車のスピードを落としたりする時間を確保することが期待できます。



ご近所の安否確認や助け合い

地域の皆さんが一齐に避難してしまうと、支援や手助けが必要な方が取り残されてしまいます。命に関わる危険が間近に迫っていない場合は、地域による共助を優先しましょう。

判断 新たな火災の発生や余震、ガスの臭気があるなど改めて身の危険を感じる状況にある。

はい

いいえ

行動 自宅で在宅避難を行う

行動 避難所や知人の家等へ

安全な場所へ避難

家屋の損壊や出火、延焼火災、ガス漏れによりガスの臭気がある等、危険を感じた場合は直ちに避難する。



指定緊急避難場所

近くの公園や広場

広域避難場所

安否確認など共助の防災活動

ただちに命の危険が迫っていない場合は、ご近所の安否を確認し、救助や手助けが必要な方を地域の皆さんで支援しましょう。

